

下関市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等の
手続き等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）並びに下関市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業のうち指定事業者により行われるサービス・活動事業（以下「指定第1号事業」という。）の指定事業者の指定等の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 省令第140条の63の5第1項第12号の指定に関し必要と認める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第1号事業費支給算定に係る体制等状況に関する事項
- (2) 指定有効期間の短縮に係る事項（指定有効期間の短縮を希望する場合に限る。）

(変更の届出)

第3条 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による変更に係る届出は、当該変更に係る事由の生じた日から10日以内に行わなければならない。

(再開届)

第4条 省令第140条の62の3第2項第5号の規定による再開に係る届出は、再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の取消等)

第5条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 市長は、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表する

とともに、山口県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、これを提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が適当と認める事項

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等の手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。